

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月13日
【届出者の氏名又は名称】	TCG2509株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	(03)5208-4824
【事務連絡者氏名】	代表取締役 齋藤 玄太
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	TCG2509株式会社 (東京都千代田区丸の内一丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、TCG2509株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ホギメディカルをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利を指します。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下同じです。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの規定の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能なものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本書及び本書の参照書類中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。

す。公開買付者又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

- (注12) 公開買付者及びその関連者並びに公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e - 5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英文ウェブサイトにおいても開示が行われます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。）第27条第2項但書に基づき、同項本文所定の待機期間が短縮され、対象者の普通株式の取得が可能となったことに伴い、2025年12月18日付で提出した公開買付届出書（2025年12月25日付、2026年1月6日付及び同年2月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年2月13日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年3月2日まで延長し、公開買付期間を45営業日に延長することとなったことから、2025年12月18日付で提出した公開買付届出書（2025年12月25日付、2026年1月6日付及び同年2月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）及びその添付書類である2025年12月18日付公開買付開始公告（2025年12月25日付、2026年1月6日付及び同年2月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項並びに2026年2月5日付の公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

また、公開買付期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である公開買付条件等の変更の公告を提出いたしましたので、当該添付書類を追加し、公開買付届出書の添付書類である融資証明書に変更がありましたので、当該添付書類である融資証明書を差し替えるものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

外国為替及び外国貿易法

(3) 許可等の日付及び番号

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

届出日以後に借入れを予定している資金

イ 金融機関

その他資金調達方法

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要 (訂正前)

<前略>

2026年2月4日、外為法第27条第1項の定めによる届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いましたので、公開買付者は、経済産業省及び厚生労働省からの指示を受け、2026年2月4日付で、日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されました。これに伴い、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年2月5日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年2月20日まで延長すること（以下「本買付条件変更」といいます。）となりました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

2026年2月4日、外為法第27条第1項の定めによる届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いましたので、公開買付者は、経済産業省及び厚生労働省からの指示を受け、2026年2月4日付で、日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されました。これに伴い、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年2月5日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年2月20日まで延長すること（以下「本買付条件変更(1)」といいます。）となりました。

その後、当該届出に関し、法定の待機期間が短縮され、2026年2月13日より対象者の普通株式の取得が可能となったことに伴い、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年2月13日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年3月2日まで延長すること（以下「本買付条件変更(2)」といいます。）となりました。

<後略>

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(訂正前)

上記「入札手続の実施」に記載のとおり、対象者は、本件プロセスを実施し、競争環境が維持された中で、企業価値の向上及び株主価値の最大化等の観点から評価基準を置き、当該評価基準に基づく総合的な評価を合理的に行うことで、公開買付者を選定しているとのことです。したがって、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会には既に十分に確保されたものと考えているとのことです。

加えて、公開買付者は、公開買付期間として、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ（法第27条の2第2項、令第8条第1項）、公開買付期間を30営業日に設定しております（なお、本買付条件変更により、公開買付期間は40営業日に延長されています。）。

<後略>

(訂正後)

上記「入札手続の実施」に記載のとおり、対象者は、本件プロセスを実施し、競争環境が維持された中で、企業価値の向上及び株主価値の最大化等の観点から評価基準を置き、当該評価基準に基づく総合的な評価を合理的に行うことで、公開買付者を選定しているとのことです。したがって、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会には既に十分に確保されたものと考えているとのことです。

加えて、公開買付者は、公開買付期間として、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ（法第27条の2第2項、令第8条第1項）、公開買付期間を30営業日に設定しております（なお、本買付条件変更(1)により、公開買付期間は40営業日に延長され、本買付条件変更(2)により、公開買付期間は45営業日に延長されています。）。

<後略>

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年12月18日(木曜日)から2026年2月20日(金曜日)まで(40営業日)
公告日	2025年12月18日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年12月18日(木曜日)から2026年3月2日(月曜日)まで(45営業日)
公告日	2025年12月18日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

6【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

外国為替及び外国貿易法

(訂正前)

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年11月14日付で、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第27条第1項及び第28条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりました。当該届出の受理後、2025年12月5日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025年12月8日付で上記届出を取り下げております。2026年2月4日、外為法第27条第1項の定めによる届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いましたので、公開買付者は、経済産業省及び厚生労働省からの指示を受け、2026年2月4日付で、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮されることがあります。なお、当該待機期間が短縮され、本株式取得が可能となった場合には、公開買付者は速やかに、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出し、それに伴い、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日より起算して10営業日を経過した日まで延長する予定です。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに、上記の待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年11月14日付で、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第27条第1項及び第28条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりました。当該届出の受理後、2025年12月5日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025年12月8日付で上記届出を取り下げております。2026年2月4日、外為法第27条第1項の定めによる届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いましたので、公開買付者は、経済産業省及び厚生労働省からの指示を受け、2026年2月4日付で、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮され、2026年2月13日より本株式取得が可能となっております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

独占禁止法

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付(現地時間)	許可等の番号
日本	公正取引委員会	2025年11月20日(排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)	公経企第1321号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号) 公経企第1322号(禁止期間の短縮の通知書の番号)

(訂正後)

独占禁止法

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付(現地時間)	許可等の番号
日本	公正取引委員会	2025年11月20日(排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)	公経企第1321号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号) 公経企第1322号(禁止期間の短縮の通知書の番号)

外国為替及び外国貿易法

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付(現地時間)	許可等の番号
日本	財務大臣及び事業所管大臣	2026年2月12日	JD第1861号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	144,377,469,200
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	250,000,000
その他(c)	5,580,000
合計(a) + (b) + (c)	144,633,049,200

< 後略 >

(訂正後)

買付代金(円)(a)	144,377,469,200
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	250,000,000
その他(c)	6,865,000
合計(a) + (b) + (c)	144,634,334,200

< 後略 >

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

(訂正前)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目4番5号)	買付け等に要する資金に充当する ための借入れ(注1) 借入期間: 1年(満期一括返済) 金利 : 短期プライムレートに基 づく変動金利 担保 : 預金債権等	12,500,000
計(b)				12,500,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三菱UFJ銀行から12,500,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年12月17日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが当該融資に係る契約書において定められる予定です。

(訂正後)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目4番5号)	買付け等に要する資金に充当する ための借入れ(注1) 借入期間: 1年(満期一括返済) 金利 : 短期プライムレートに基 づく変動金利 担保 : 預金債権等	12,500,000
計(b)				12,500,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三菱UFJ銀行から12,500,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年2月13日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが当該融資に係る契約書において定められる予定です。

【その他資金調達方法】

(訂正前)

内容	金額(千円)
公開買付者親会社による出資(注1、2、3、4)	140,500,000
計(d)	140,500,000

- (注1) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、公開買付者の議決権の全てを所有している公開買付者親会社から140,500,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。
- (注2) 公開買付者親会社は、公開買付者親会社の議決権の全てを所有している公開買付者祖父母会社から上記の出資のために使用する金額のうち73,000,000千円を調達する予定であり、公開買付者祖父母会社から73,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。また、公開買付者祖父母会社は、公開買付者祖父母会社の議決権の全てを所有しているカーライル・ファンドから上記の出資のために使用する金額を調達する予定であり、カーライル・ファンドから73,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。さらに、カーライル・ファンドは、Carlyle Japan Partners V, L.P. (以下「CJP」といいます。)及びCarlyle Japan International Partners V, L.P. (以下「CJIP」といい、CJPと併せて「主要ファンド」といいます。)から上記の出資のために使用する金額を調達する予定であり、CJPから16,993,437,149円及びCJIPから56,006,562,851円(合計73,000,000千円)を限度として、それぞれ出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。
- (注3) 公開買付者は、公開買付者親会社、公開買付者祖父母会社及びカーライル・ファンドを通じて、主要ファンドから、それぞれ以下の報告を受けることにより、主要ファンドの出資の確実性を確認しております。CJP及びCJIPは、いずれもケイマン諸島法に基づき設立されたりミテッド・パートナーシップです。CJPの投資家は、日本国内の銀行及び他の金融機関、保険会社、資産運用会社、公的年金基金、企業年金及び労働組合、投資会社である機関投資家並びにファンドオブファンズ及び個人投資家であり、CJIPの投資家は、日本国外の政府系投資機関、銀行及び他の金融機関、保険会社、公的年金基金、企業年金、資産運用会社である機関投資家並びにファンドオブファンズ及び個人投資家です(以下、主要ファンドの投資家を「主要ファンド投資家」といいます。)。主要ファンド投資家は、それぞれ一定額を上限額として、その各主要ファンドに金銭出資を行うことを約束しており(以下、当該上限額を「コミットメント金額」といいます。)、当該各主要ファンドを運営する者(以下「運営者」といいます。)から、投資期間内に金銭出資の履行を求める通知を受けた場合は、当該投資が法令等の違反になる等の一定の例外的な場合を除き、それぞれコミットメント金額の割合に応じて、自らの未使用のコミットメント金額の範囲内で、金銭出資を行うことが義務付けられております。また、一部の主要ファンド投資家について当該義務が履行されなかった場合、他の主要ファンド投資家は、運営者の求めに応じて、一定の範囲において、当該履行がなされなかった分について、自らのコミットメント金額の割合に応じた額を追加出資する義務を負っているため、各主要ファンドは、上記出資の金額に相当する資金を拠出することができます。
- (注4) 公開買付者親会社は、上記の出資のために使用する金額のうち、26,981,000千円を株式会社三菱UFJ銀行からの融資により、19,481,000千円を株式会社三井住友銀行からの融資により、11,688,000千円を株式会社横浜銀行からの融資により、5,454,000千円を三井住友信託銀行株式会社からの融資により、3,896,000千円を株式会社SBI新生銀行からの融資により調達する予定であり、当該各融資の裏付けとして、株式会社三菱UFJ銀行から26,981,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、株式会社三井住友銀行から19,481,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、株式会社横浜銀行から11,688,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、三井住友信託銀行株式会社から5,454,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、株式会社SBI新生銀行から3,896,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、それぞれ2025年12月17日付で取得しております。なお、当該各融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である各融資証明書記載のものが当該各融資に係る契約書において定められる予定です。

(訂正後)

内容	金額(千円)
公開買付者親会社による出資(注1、2、3、4)	140,500,000
計(d)	140,500,000

- (注1) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、公開買付者の議決権の全てを所有している公開買付者親会社から140,500,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。
- (注2) 公開買付者親会社は、公開買付者親会社の議決権の全てを所有している公開買付者祖父母会社から上記の出資のために使用する金額のうち73,000,000千円を調達する予定であり、公開買付者祖父母会社から73,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。また、公開買付者祖父母会社は、公開買付者祖父母会社の議決権の全てを所有しているカーライル・ファンドから上記の出資のために使用する金額を調達する予定であり、カーライル・ファンドから73,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。さらに、カーライル・ファンドは、Carlyle Japan Partners V, L.P. (以下「CJP」といいます。)及びCarlyle Japan International Partners V, L.P. (以下「CJIP」といい、CJPと併せて「主要ファンド」といいます。)から上記の出資のために使用する金額を調達する予定であり、CJPから16,993,437,149円及びCJIPから56,006,562,851円(合計73,000,000千円)を限度として、それぞれ出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。
- (注3) 公開買付者は、公開買付者親会社、公開買付者祖父母会社及びカーライル・ファンドを通じて、主要ファンドから、それぞれ以下の報告を受けることにより、主要ファンドの出資の確実性を確認しております。CJP及びCJIPは、いずれもケイマン諸島法に基づき設立されたりミテッド・パートナーシップです。CJPの投資家は、日本国内の銀行及び他の金融機関、保険会社、資産運用会社、公的年金基金、企業年金及び労働組合、投資会社である機関投資家並びにファンドオブファンズ及び個人投資家であり、CJIPの投資家は、日本国外の政府系投資機関、銀行及び他の金融機関、保険会社、公的年金基金、企業年金、資産運用会社である機関投資家並びにファンドオブファンズ及び個人投資家です(以下、主要ファンドの投資家を「主要ファンド投資家」といいます。)。主要ファンド投資家は、それぞれ一定額を上限額として、その各主要ファンドに金銭出資を行うことを約束しており(以下、当該上限額を「コミットメント金額」といいます。)、当該各主要ファンドを運営する者(以下「運営者」といいます。)から、投資期間内に金銭出資の履行を求める通知を受けた場合は、当該投資が法令等の違反になる等の一定の例外的な場合を除き、それぞれコミットメント金額の割合に応じて、自らの未使用のコミットメント金額の範囲内で、金銭出資を行うことが義務付けられております。また、一部の主要ファンド投資家について当該義務が履行されなかった場合、他の主要ファンド投資家は、運営者の求めに応じて、一定の範囲において、当該履行がなされなかった分について、自らのコミットメント金額の割合に応じた額を追加出資する義務を負っているため、各主要ファンドは、上記出資の金額に相当する資金を拠出することができます。
- (注4) 公開買付者親会社は、上記の出資のために使用する金額のうち、26,981,000千円を株式会社三菱UFJ銀行からの融資により、19,481,000千円を株式会社三井住友銀行からの融資により、11,688,000千円を株式会社横浜銀行からの融資により、5,454,000千円を三井住友信託銀行株式会社からの融資により、3,896,000千円を株式会社SBI新生銀行からの融資により調達する予定であり、当該各融資の裏付けとして、株式会社三菱UFJ銀行から26,981,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、株式会社三井住友銀行から19,481,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、株式会社横浜銀行から11,688,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、三井住友信託銀行株式会社から5,454,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、株式会社SBI新生銀行から3,896,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、それぞれ2026年2月13日付で取得しております。なお、当該各融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である各融資証明書記載のものが当該各融資に係る契約書において定められる予定です。

10【決済の方法】

(2)【決済の開始日】

(訂正前)

2026年3月2日(月曜日)

(訂正後)

2026年3月9日(月曜日)

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(6,122.5百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得すると引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(6,122.5百万円)未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合又は上記配当を行う旨の議案を対象会社の株主総会に付議することを決定した場合にも、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、及び、対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)の満了の日の前日までに、外為法第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ若しくは国の安全等に対する対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合若しくは当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) 発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は284円に相当します(具体的には、対象者が2025年6月19日に提出した第64期有価証券報告書に記載された2025年3月31日時点の対象者の単体決算における純資産額61,225百万円の10%に相当する額である6,122.5百万円を、調整後対象者発行済株式総数(21,559,772株)で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています。)

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（6,122.5百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得すると引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（6,122.5百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合又は上記配当を行う旨の議案を対象会社の株主総会に付議することを決定した場合にも、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、及び、対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（注）発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は284円に相当します（具体的には、対象者が2025年6月19日に提出した第64期有価証券報告書に記載された2025年3月31日時点の対象者の単体決算における純資産額61,225百万円の10%に相当する額である6,122.5百万円を、調整後対象者発行済株式総数（21,559,772株）で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています。）。

公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2026年2月13日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年12月18日付「公開買付開始公告」（2025年12月25日付、2026年1月6日付及び同年2月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項並びに2026年2月5日付の公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。）の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 府令第13条第1項第9号の規定による書面

外国為替及び外国貿易法第27条第2項但書に基づき、2026年2月12日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2026年2月13日から公開買付者による対象者株式の取得が可能となったため、府令第13条第1項第9号の規定による書面として、公開買付者が2026年2月4日付で日本銀行に対して提出した「株式の取得等に関する届出書（JD第1861号）」及び日本銀行が2026年2月12日付で公示した「対内直接投資等に関する命令第8条の規定に基づく財務大臣及び事業所管大臣による公示について」を本書に添付いたします。

(3) 融資証明書

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったことに伴い、公開買付者が取得した融資証明書に変更がありましたので、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社横浜銀行、三井住友信託銀行株式会社及び株式会社SBI新生銀行による融資証明書を差し替えるものといたします。